

令和4年7月6日

令和4年度 糸満市地場産品販路拡大事業(EC等) 仕様書

1. 事業趣旨

本事業は、「稼ぐ力」を高めることを目的に、地場産品のブランド力向上を図り、県内外、さらには海外から愛着を持たれる域内事業者¹の育成を目指すとともに、チャレンジ精神を域内に広め、販路拡大や本市への誘客並びに消費拡大に繋がる取り組みを行う事業である。

2. 業務名

令和4年度 糸満市地場産品販路拡大事業(EC等)

3. 委託業務期間

契約日から令和5年3月3日(金)まで

4. 提案上限額

提案額は、15,000,000円(消費税及び地方消費税込み)の範囲内で見積もること。

5. 業務目的

本業務は、域内事業者を支援する事業であり、ブランディングの向上、EC・SNS等を活用したマーケティングや誘客並びに消費拡大、業務効率化に繋がるDX²推進等、「稼ぐ力」を高めるための事業者育成を目的とする。

EC・SNS等を活用したマーケティングや誘客並びに消費拡大の対象は県内に限らず、県外、海外へと広く市場を求めるとともに、チャレンジ精神を域内事業者同士の相乗効果に繋げる。

6. 業務内容

(1) マーケティング調査

県内、県外及び海外における市場のニーズ調査や地場産品のマーケティング調査を行い、域内事業者の特性を活かした情報の収集・分析を行う。

- ① 県内、県外及び海外における市場ニーズ調査
- ② 地場産品のマーケティング調査

(2) 域内事業者支援

- ① 「稼ぐ力」を高める講座及びワークショップ等の開催

¹ 域内事業者：物販、飲食店、レジャー、第6次産業等を含む幅広い業種を対象とした糸満市内に本社または営業所を有する法人または個人事業者

² DX:デジタルトランスフォーメーションの略。経済産業省はDXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義している。

地場産品のブランディングやEC・SNS等を活用したマーケティングや誘客並びに消費拡大（インバウンド等海外へのアプローチを含める）、業務効率化に繋がるDX推進を支援する講習や実践するワークショップを開催する（講習・ワークショップを各4回以上）。

例）パッケージデザイン、SNS（動画サイト、インスタ等）を活用したプロモーション 等

② 参加事業者へのフォローアップ体制

参加事業者の課題の抽出・分析等を行うことや、アンケート等を実施し、事業者への理解を深めた寄り添いを図りながらのフォローアップを行う。

③ 講座及びワークショップ等の受講者募集

域内事業者（10事業者以上）が講座及びワークショップ等の受講の検討をする機会が幅広く得られるよう、効率的かつ効果的な周知を実施する。

(3) 地場産品物販拡大実践に資する独自提案

(2)に掲げるものの他に域内事業者の「稼ぐ力」を高める目的に資する独自提案。

7. 業務実施における留意事項

(1) 市が実施する他の地場産品販路拡大事業における受託事業者との連携について令和4年度地場産品等販路拡大事業（物産展等）における受託事業者と相乗効果を得るため密に連携し取り組むものとする。

双方の連携に係る取組において意見の相違がある場合は、市を交え協議する。

(2) 受益者負担金について

本業務の実施において収益を得る物品販売・飲食に関する出店等を行う場合については、一定の受益者負担を伴うものとする。当該受益者負担の詳細については、市と調整し、受託者において個別の要領等を定め実施する。

8. 成果物

下記について、契約期間内に糸満市経済部商工水産課に提出する。

(1) 事業報告書

業務内容(1)～(3)の取組内容と成果をとりまとめた報告書と併せ、以下の書類を業務完了後、速やかに提出する。

- ① 業務実績報告書（各業務の活動・成果目標の結果・売上の変化値計測、次年度以降に繋がる検証・提案等を含む）
- ② 経理関係書類、領収書等支出を証する書類等の写し
- ③ 業務実施内容が確認できる写真
- ④ その他業務内容を確認することができる書類等

(2) 電子媒体

成果物(1)①～④に係るPDF及び業務に使用した元データ（Word、Excel、PowerPoint、写真・動画データ等）については電子媒体で提出する。

9. 実施体制

本業務の実施にあたって、データ分析に関する知見を有し、調査、統計、分析等に精通する担当者を配置すること。また、受託事業者においては本業務の同種または類似のセミナーやワークショップ等の開催の実績があること。

10. 再委託の禁止について

受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

その他留意事項

- ・ 本業務により取得した成果物、著作権は、原則として糸満市に帰属する。
- ・ 応募者から市に提出された企画提案書等は、本業務の審査以外の目的で使用しない。
- ・ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ・ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ・ 業務実施にあたっては、糸満市と随時実施内容を協議しながらすすめていくものとする。
- ・ 予算または諸般の事情により必要が生じた場合には、双方の協議により業務内容を変更することができるものとする。
- ・ その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに応じること。
- ・ 自然災害等の外的要因により、仕様書に記載の業務の円滑な実施が困難である場合は双方の協議により委託業務内容を変更することができるものとする。